

平成 1 9 年

第 2 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成19年第2回志賀町議会定例会会議録

平成19年6月1日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時03分 開会)

(出席議員)

- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 1番  | 南  | 政夫  |
| 2番  | 橘  | 照茂  |
| 3番  | 下池 | 外巳造 |
| 4番  | 須磨 | 隆正  |
| 5番  | 越後 | 敏明  |
| 6番  | 田中 | 正文  |
| 7番  | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番  | 富澤 | 軒康  |
| 9番  | 櫻井 | 俊一  |
| 10番 | 林  | 一夫  |
| 11番 | 松浦 | 恒義  |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治  |
| 14番 | 辻  | 武美  |
| 15番 | 久木 | 拓栄  |
| 16番 | 木村 | 正男  |
| 17番 | 山本 | 辰榮  |
| 18番 | 稲村 | 幸雄  |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- |       |   |    |    |
|-------|---|----|----|
| 町     | 長 | 細川 | 義雄 |
| 副町    | 長 | 坪野 | 高志 |
| 副町    | 長 | 綱木 | 常一 |
| 総務課   | 長 | 藤澤 | 仁  |
| 富来支所  | 長 | 二見 | 博  |
| 企画財政課 | 長 | 木坂 | 孫信 |

監理課長	藤田好博
税務課長	柴田一廣
住民課長	田村実
子育て支援課長	宮本俊一
健康福祉課長	笹川門治
生活安全課長	西清一
商工観光課長	富樫一就
農林水産課長	横川外治
建設課長	山崎脩平
上下水道課長	山本政直
富来病院事務長	古川吉亮
会計管理者	金谷昭一
教育長	青山源隆
学校教育課長	向畠登
生涯学習課長	中田政光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木利夫
書記	西清孝
書記	池端久幸

(議事日程)

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(追加議事日程)

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 諸般の報告

追加日程第6 常任委員の選任

追加日程第7 議会運営委員の選任

- 追加日程第 8 特別委員会の設置及び委員の選任  
( 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決 )
- 追加日程第 9 羽咋郡市広域圏事務組合議員の選挙
- 追加日程第 10 石川県後期高齢者医療連合議会議員の選挙
- 追加日程第 11 同意第 1 号 監査委員の選任同意  
( 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決 )
- 追加日程第 12 町長提出 報告第 1 号ないし第 27 号及び議案第 48 号ないし第 56 号 ( 提案理由説明 )
- 

( 臨時議長紹介 )

新木 利夫 議会事務局長の新木です。

議会事務局長 本定例会は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の山本辰榮 議員をご紹介します。

( 山本臨時議長、議長席に着く )

山本辰榮 年長の山本辰榮であります。

臨時議長 地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。  
どうぞ、よろしくお願いいたします。

---

( 開会・開議 )

山本辰榮 ただ今から、平成 19 年第 2 回志賀町議会定例会を開会いたします。

臨時議長 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

( 町長あいさつ )

山本辰榮 町長が発言を求めておられますので、これを許可いたします。

臨時議長 細川町長。

細川 義雄町長 皆さん、おはようございます。

議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、改選後初の議会ということで召集申し上げましたところ、全員の出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、議員各位におかれては、去る4月22日新志賀町全体を選挙区とした最初の選挙で立派に当選を果たされ、心からお祝いを申し上げます。

本議会は平成17年9月1日に志賀町と富来町が合併し、議員のいわゆる残任特例期間満了後の新定数による初の議会であり、また本日は皆さん方の新たな任期がスタートするという日でもあります。

本町は今、能登半島地震からの復旧や昨年度に策定しました第1次志賀町総合計画及び志賀町行政改革大綱の実施初年度ということで、懸案事項が山積しているところでありますが、幸いにも諸般の事情に明るい議員各位をお迎えできましたことは、事業遂行にとってこのうえない力強さを覚えるところであります。今後ともより一層のご指導をいただき、町民全体が安心、安全に暮らせるまちづくりのために、共に邁進したいと存じます。

どうか議員各位におかれましては、ますますご健勝でご活躍されることをご祈念申し上げまして、はなはだ簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。

---

#### 日程第1．仮議席の指定

山本辰榮 日程に入り、仮議席の指定を行います。

臨時議長 仮議席は、ただ今、着席の議席とします。

---

#### 日程第2．議長の選挙

山本辰榮 次に議長の選挙を行います。

臨時議長 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

山本辰榮 異議なしと認めます。

臨時議長 よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。  
お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

山本辰榮 異議なしと認めます。

臨時議長 よって、議長に林 一夫 君を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました林 一夫 君を、議長の当選人と  
定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

山本辰榮 ご異議なしと認めます。

臨時議長 よって、ただいま指名いたしました、林 一夫 君が議長に当選され  
ました。

ただいま議長に当選されました、林 一夫 君が議場におられますので、  
会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(当選人、発言を求める)

---

#### 議 長 当 選 の あ い さ つ

山本辰榮 議長に当選された林 一夫 君が発言を求めていますので、これを  
臨時議長 許可いたします。

林 一夫議長 志賀町議会議長職をお受けするにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今ほどは、議員各位のご推挙をいただきまして、議会議長として選任  
をいただきまして、誠にありがとうございます。

もとより、浅学非才、経験不足の身ではございますが、誠心誠意その  
職責の全うに努めてまいりたいと思いますので、皆様方の協力をよろしく  
お願いを申し上げます。

さて、現状の志賀町を考えてみるに、3月25日発生の能登半島地震  
による災害復旧、被災者の生活支援、そしてまた、志賀原子力発電所の信  
頼性、安全性の再構築に基づく運転再開に向けての取り組み、そしてまた、  
未だに不透明感の残る地方経済の現状等を考えると町民の中に、不安や不

信や不満が多いのが現状でないかと思えます。

執行部においても、そしてまた議会においても一体となってこれらの軽減や払拭に努めてまいらなければならないものと思っているところがございます。

私も議会人の一人として、微力ではございますが、これらのことに取り組んでまいりたいと思っていますので、執行部、議員皆様方のご指導、ご鞭撻を重ねてお願いを申し上げまして、議長職就任にあたってのあいさつに代えたいと思えます。

本日は誠にありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

---

#### 議 長 交 代

山 本 辰 榮 ただいま選任されました議長と交代いたします。

臨 時 議 長 ご協力ありがとうございました。

それでは、林議長、議長席にお着き下さい。

どうもありがとうございました。

(林 一夫議長、議長席に着く)

林 一夫議長 ここで議事配布のため、しばらく自席にてお待ちください。

(追加議事日程の配布)

林 一夫議長 お諮りいたします。

ただいま配布しました議事を、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

#### 追加日程第1．議 席 の 指 定

林 一夫議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたしたいと思います。

追加日程第2．会議録署名議員の指名

林 一夫議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に1番 南 政夫 君、  
2番 橘 照茂 君を指名いたします。

---

追加日程第3．会 期 の 決 定

林 一夫議長 続いて、会期の決定を行います。

会期決定について従来は、議会運営委員会において会期を協議願い、本会議に諮って決定しておりましたが、本定例会では、まだ議会運営委員会委員が決まっておりませんので、会期の決定については、議長発議により行いたいと思います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの18日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの18日間とすることに決しました。

---

( 休 憩 )

林 一夫議長 ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

---

( 再 開 )

(午前10時51分 再開)

(出席議員 18名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

追加日程第4．副 議 長 の 選 挙

林 一夫議長 次に副議長の選挙を行います。



選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長に田中 正文 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました田中 正文 君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、田中 正文 君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、田中 正文 君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(当選人、発言を求める)

---

#### 副 議 長 当 選 の あ い さ つ

林 一夫議長 副議長に当選された 田中 正文 君が発言を求めていますので、これを許可いたします。

田中 正文 君。

田中 正文副議長 一言御礼申し上げます。

今ほどは、議員各位のご支援をいただき中で、志賀町議会の副議長に推挙いただきました田中でございます。

浅学非才の身であります。林議長を補佐しながら、志賀町議会活動の円滑なる運営に最大の尽力をしていきたい、かように存じているところであります。

どうか議員各位におかれましては、ご協力と合わせてご理解、また、町執行部のご協力をお願いしまして、簡単であります。就任にあたってのごあいさつとさせていただきます。大変有難うございました。

---

#### 追加日程第5 . 諸 般 の 報 告

林 一夫議長 続いて、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

( 休 憩 )

林 一夫議長 ここで暫時、休憩をいたします。

(午前10時50分 休憩)

---

( 再 開 )

(午前11時53分 再開)

(出席議員 18名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 追加日程第6 . 常 任 委 員 の 選 任

林 一夫議長 続いて、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布のとおり、総務常任委員会の委員に、越後 敏明 君、田中 正文 君、寺岡 真貴子 君、櫻井 俊一 君、松浦 恒義 君、山本 辰榮 君、

教育民生常任委員会の委員に、橘 照茂 君、下池 外巳造 君、須磨 隆正 君、林 一夫、戸坂 忠寸計 君、稲村 幸雄 君、産業建設常任委員会の委員に、南 政夫 君、富澤 軒康 君、

小田 芳治 君、辻 武美 君、久木 拓栄 君、木村 正男 君、  
以上のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれ選任することに決しました。

---

#### 追加日程第7. 議会運営委員の選任

林 一夫議長 続いて、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によつて、お手元に配布のとおり、松浦 恒義 君、小田 芳治 君、辻 武美 君、久木 拓栄 君、木村 正男 君、山本 辰榮 君、以上のとおり、それぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれ選任することに決しました。

---

( 休 憩 )

林 一夫議長 ここで暫時、休憩をいたします。

(午前11時56分 休憩)

---

( 再 開 )

(午後 3時 3分 再開)

(出席議員 18名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、この際、ご報告

いたします。

総務常任委員長に、越後 敏明 君、同副委員長に、松浦 恒義 君、  
教育民生常任委員長に、橘 照茂 君、同副委員長に、戸坂 忠寸計 君、  
産業建設常任委員長に、富澤 軒康 君、同副委員長に、南 政夫 君、  
議会運営委員長に、小田 芳治 君、同副委員長に、松浦 恒義 君、  
以上のとおり選任された旨、報告がありました。

---

#### 追加日程第 8 . 特別委員会の設置及び委員の選任

林 一夫議長 次に、本日、稲村 幸雄君ほか、4名からお手元に配布のとおり、原子力発電所対策特別委員会、生活環境等対策特別委員会及び能登半島地震災害復興対策特別委員会並びに議会広報特別委員会の設置に関する動議が提出されました。

これより、本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、事理明白につき、この際、説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

これより、本件を採決いたします。

本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会設置に関する動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました4特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり、原子力発電所対策特別委員に、下池 外巳造 君、田中 正文 君、寺岡 真貴子 君、櫻井 俊一 君、林 一夫、松浦 恒義 君、

小田 芳治 君、久木 拓栄 君、稲村 幸雄 君、  
生活環境等対策特別委員に、南 政夫 君、橘 照茂 君、  
須磨 隆正 君、越後 敏明 君、富澤 軒康 君、戸坂 忠寸計 君、  
辻 武美 君、木村 正男 君、山本 辰榮 君、  
能登半島地震災害復興対策特別委員会に議長を除く全議員を、  
議会広報特別委員に、橘 照茂 君、越後 敏明 君、田中 正文 君、  
富澤 軒康 君、櫻井 俊一 君、戸坂 忠寸計 君、  
それぞれ指名いたしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。  
よって、以上のとおり決しました。

---

( 休 憩 )

林 一夫議長 ここで暫時、休憩をいたします。  
休憩中、各特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。  
(午後 3時 7分 休憩)

---

( 再 開 )

(午後 3時40分 再開) (出席議員 18名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
本日の会議時間は、あらかじめ延長といたします。  
休憩中、各特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果  
が議長の手元に参っておりますので、この際、ご報告いたします。  
原子力発電所対策特別委員長に、松浦 恒義 君、  
同副委員長に、小田 芳治 君、  
生活環境等対策特別委員長に、辻 武美 君、  
同副委員長に、越後 敏明 君、  
能登半島地震災害復興対策特別委員長に、山本 辰榮 君、  
同副委員長に、稲村 幸雄 君、

議会広報特別委員長に、橋 照茂 君、  
同副委員長に、田中 正文 君、  
以上のとおり選任された旨、報告がありました。

---

( 休 憩 )

林 一夫議長 ここで暫時、休憩をいたします。

(午後 3時42分 休憩)

---

( 再 開 )

(午後 4時30分 再開)

(出席議員 18名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

追加日程第9 . 羽 昨 郡 市 広 域 圏 事 務 組 合 議 会 議 員 の 選 挙

林 一夫議長 次に、羽昨郡市広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、羽昨郡市広域圏事務組合議会議員に、

稲村 幸雄 君、山本 辰榮 君、久木 拓栄 君、櫻井 俊一 君の  
4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました諸君を、羽昨郡市広域圏事務組合議会

議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました、諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第10．石川県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

林 一夫議長 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

石川県広域高齢者医療広域連合議会議員に、私、林 一夫を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、私、林 一夫を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの選挙の結果、私、林 一夫が石川県後期高齢者医療  
広域連合議会議員に当選しました。

---

追加日程第 11 . 同意一号 監査委員の選任同意

林 一夫議長 次に、本日町長から提出のあった同意 1 号 志賀町監査委員選任の同意  
について議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、辻 武美 君の退席を求めます。

(辻 武美 議員退席)

林 一夫議長 お諮りします。

同意第 1 号 辻 武美 君の志賀町監査委員選任の同意の件は、会議規  
則第 39 条第 2 項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、  
直ちに採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 17 名)

林 一夫議長 起立全員。

よって、本件は原案どおりに可決されました。

(辻 武美議員、入場)



---

日程第 12 . 町長提出 報告第 1 号ないし第 27 号、  
議案第 48 号ないし第 56 号

林 一夫議長 次に、本日町長から提出のありました報告第 1 号ないし第 27 号、議案第 48 号ないし第 56 号に対する提案理由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

今ほど議長、副議長の選出をはじめ、各委員会が組織され、名実共に新生志賀町議会が誕生いたしました。心からお祝いを申し上げます。

本議会に提出しております議案の説明に先立ち、議会並びに町民の皆様に対するお詫びと今後の基本姿勢について少し述べさせていただきたいと思えます。

実は私、昨日からちょっと風邪を引きまして、喉を痛めておりますので、お聞き苦しい点はお許しいただきたい、このように思えます。

去る 2 月 18 日、私は一連の談合疑惑による取調べからの心身耗弱により軽率な行動をとってしまい、入院するという事態を招き、議員をはじめ、町民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけいたしました。ここに深くお詫び申し上げます。

その間、平成 19 年度の予算を審議する重要な当初議事を欠席し、加えて、志賀原子力発電所 1 号機の臨界事故隠ぺい問題の発覚、また、この地域ではかつてない激震が襲い、大きな被害をもたらした能登半島地震の発生など町民の安全・安心にとって、非常に大きな事態が相次ぎ、その際も入院加療中であり、陣頭指揮をとることができなかつたことに対して大変大きな責任を感じております。

一時期は職を辞することも考えておりましたが、地震災害にあえぐ町民の皆様への支援と災害復旧、志賀原子力発電所の安全対策強化など町民の安全・安心の確保のために、命懸けで取り組むことが私に与えられた責任であり、使命であるとの考えに立ちました。私の体調も戻りつつあり、今は身命を賭してこれらの課題に全力を傾注する所存でありますので、議会の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、能登半島地震の支援・災害復旧について述べさせていただきます。

まず、被災されました方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。

地震発生から2カ月が経過し、町は少しずつ落ち着きを取り戻しておりますが、仮設住宅での生活を余儀なくされている方々もあり、今後も長期にわたり物心両面の住民支援が必要と考えております。

被害の概要につきましては、5月31日現在、人的被害では重傷者が4人、軽傷者が41人、建物の被害では、全壊が163棟、半壊が790棟、一部損壊が4,444棟にも上っており、今後の調査により更にその件数は増加するものと思われま

す。罹災証明の発行についても鋭意進めておりますが、申請数2,606件に対して調査済数2,476件、発行件数1,657件であり、さらに再調査依頼についても、56件に達しており、引き続き調査及び証明書の発行業務に取り組み、一日も早い調査完了に向けて努力する所存であります。

また、住民生活の基盤であります道路、上下水道、農林水産、文教施設などの公共施設も大きな被害を受けており、被害総額は公共施設だけでも20億円以上と試算されます。町としては、これらの復旧について早急に対応するため、平成19年度予算において専決補正をさせていただいておりますので、よろしくお願

いいたします。なお、この地震災害に際して日本全国の多くの方々からたくさんの義援金や温かい励ましをいただき、また、自ら進んで被災地の後片付けなどをしていただいた高校生をはじめとする多くのボランティアの方々に対して、深く感謝申し上げますとともに、心からお礼を申し上げます。

次に、志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠ぺい問題についてであります。

本件は、これまで北陸電力を信頼してきた町民の皆様の心情を思うとき、激しい憤りを感じるとともに、電源立地に全面協力してきた行政としても、強い不信感を持たざるを得ない事件であります。

北陸電力では、国の行政処分、厳しい社内処分を経て、新たに志賀町に設置する原子力本部に、責任者である副社長の常駐も含めて現行体制から

約50名を増員し、隠ぺい体質の払拭と厳しい管理体制を基本に事業展開したいとしておりますが、町としても町民の安全・安心を確保するため、新体制となった発電所及び北陸電力が地域とともに歩む発電所、企業として機能するよう厳しく注視し、指導するものであります。

次に、今年度の町の基本姿勢についてであります。

平成19年度がスタートして2カ月が経過いたしました。今年度は、地震災害からの復旧事業のほか、昨年度策定いたしました「第1次志賀町総合計画」及び「志賀町行政改革大綱」を実践する初年度と位置付けており、合併後の町づくりに向けて非常に重要な年度でもあります。

最重点事業であるケーブルテレビ事業など計画に掲げられた事業を着実に推進し、若者定住と住民の福祉向上を重点に施策を展開したいと考えておりますので、議会の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げ、御審議いただきます案件は、専決処分の報告が27件、条例の一部改正・廃止が6件、平成19年度一般会計補正予算1件、ケーブルテレビ事業特別会計の設置に伴う予算1件、工事請負契約の一部変更が1件のあわせて36件であります。以下、その大要につきまして御説明申し上げます。

報告第1号ないし報告第8号は、平成18年度の各会計に係る事業費の確定及び精算等に伴う補正予算であり、3月30日をもって専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

最初に報告第1号、平成18年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出予算からそれぞれ3億3,067万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億4,264万円としたものであります。

報告第2号、平成18年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算からそれぞれ8,439万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,927万円としたものであります。

報告第3号、平成18年度志賀町老人保健特別会計（第2号）については、歳入歳出予算からそれぞれ2億1,601万7千円を減額し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ29億5,094万4千円としたものであります。

報告第4号、平成18年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算からそれぞれ2,227万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,836万4千円としたものであります。

報告第5号、平成18年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算からそれぞれ928万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,963万7千円としたものであります。

報告第6号、平成18年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算からそれぞれ1,041万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,527万2千円としたものであります。

報告第7号、平成18年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算(第5号)については、歳入歳出予算からそれぞれ844万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,155万円としたものであります。

報告第8号、平成18年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算からそれぞれ50万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,420万1千円としたものであります。

次に、報告第9号ないし報告第11号は、条例の一部改正であり、3月30日をもって専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第9号、志賀町税条例の一部を改正する条例については、本年度からのたばこ税の税率改正、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設及び租税条約改正に伴う保険料に係る個人町民税の課税の特例の創設による改正であります。

報告第10号、志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険の一世帯あたりの課税限度額を本年度から53万円を56万円に改めるものであります。

報告第11号、志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、

主に郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う改正であります。

報告第12号、平成18年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、保険事業勘定で、歳入歳出予算からそれぞれ9,159万7千円を減額し、歳入歳出予算額を23億4,035万7千円とし、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算からそれぞれ17万5千円を減額し、歳入歳出予算額を2,165万7千円とし、3月30日をもって専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号ないし報告第18号については、平成19年度の能登半島地震災害復旧費及びその関連経費の補正予算であり、4月1日付で専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号、平成19年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億5,379万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億4,379万5千円としたものであります。

報告第14号、平成19年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算に1億9,256万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,838万8千円としたものであります。

報告第15号、平成19年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算に730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,886万5千円としたものであります。

報告第16号、平成19年度志賀町地域し尿処理施設整備特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算に2,169万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億287万2千円としたものであります。

報告第17号、平成19年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算に2,947万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,306万4千円としたものであります。

報告第18号、平成19年度志賀町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収支の支出で848万円を追加し、支出予定額を6億6,190万6千円とし、資本的収支の収入で、130万円を追加し、

収入予定額を1億9,471万円、支出で480万円を追加し、支出予定額を6億2,785万1千円としたものであります。

次に、報告第19号、平成19年度志賀町一般会計補正予算(第2号)については、石川県が補正予算の専決処分を行った能登半島地震災害対策経費に係る関連事業の予算計上であり、歳入歳出予算にそれぞれ2億8,069万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億2,448万7千円とし、4月17日付で専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第20号ないし報告第27号については、平成19年度の各会計において災害復旧費や緊急を要する事業等の補正予算であり、5月1日付で専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

報告第20号、平成19年度志賀町一般会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算にそれぞれ6億8,229万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億677万9千円としたものであります。

報告第21号、平成19年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、石川県後期高齢者医療制度が創設されることに伴う電算システムの改修経費の追加で、歳入歳出予算にそれぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億8,450万円としたものであります。

報告第22号、平成19年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算にそれぞれ1億8,897万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億736万5千円としたものであります。

報告第23号、平成19年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出予算にそれぞれ2,907万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,794万3千円としたものであります。

報告第24号、平成19年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)については、災害復旧費の予算の組み換えであります。

報告第25号、平成19年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第

2号)については、飲料水供給施設である鶴野屋及び地保地区について、簡易水道を供給するための所要経費の計上であり、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,202万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,508万6千円としたものであります。

報告第26号、平成19年度志賀町水道事業会計補正予算(第2号)については、水道未普及区域の大笹波に給水するための所要経費の計上で、収益的収支の支出で190万円を追加し、支出予定額を6億6,380万6千円とし、資本的収支の収入で6,343万円を追加し、収入予定額を2億5,814万円、支出では7,876万1千円を追加し、支出予定額を7億661万2千円としたものであります。

報告第27号、平成19年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)については、能登半島地震による病院施設の被災箇所修繕経費で、収益的収支の支出で600万円を計上し、支出予定額を15億856万8千円としたものであります。

次に議案説明に入らせていただきます。

議案第48号、町長の給与の減額に関する条例については、私の不徳の致すところにより、平成19年当初議会、志賀原発の事故隠しの発覚及び能登半島地震発生の際に入院中の身であったことにより、行政上の責任を痛感しており、かねてより申し上げておりましたが、私の給料の一部を減額する条例を上程するものであります。

議案第49号、志賀町特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、ケーブルテレビ事業を消費税法上の特別会計の事業に変更することにより、課税事業者となり、消費税の還付を受けられることから、当該事業の特別会計を設置するものであります。

議案第50号、平成19年度志賀町一般会計補正予算(第4号)については、志賀町ケーブルテレビ事業特別会計の設置に伴う充当特定財源分の減額補正であり、歳入歳出予算からそれぞれ18億9,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ166億1,477万9千円とするものであります。

議案第51号、平成19年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計予算に

については、一般会計に予算化してありますケーブルテレビ事業費相当額を計上し、歳入歳出予算の総額を22億2,858万6千円とするものであります。

議案第52号、志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者を代表する委員を1名加えるものであります。

議案第53号、志賀町都市計画審議会条例の一部を改正する条例については、都市計画審議会の委員定数を改めるものであります。

議案第54号、志賀町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、水道未普及地区である笹波地区の一部を水道区域に加えるための改正であります。

議案第55号、家畜導入事業資金供給事業（特別導入事業）基金条例を廃止する条例については、本事業が地方への税源移譲の対象とされたことにより、貸付中止と国庫基金の返納の実施方針が打ち出され、平成18年度において国・県基金の全額返納と一部畜産農家の貸付未納金が完納されたため、基金条例を廃止するものであります。

最後に、議案第56号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（志賀町立統合中学校建設工事（高浜中学校解体撤去））は、当初、大和建设株式会社と3,339万円で請負契約を締結しましたが、校舎の一部にアスベスト含有物が吹き付けされており、適切な処分をするため、483万円を増額し、変更後の契約金額を3,822万円とするものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げますが、実は提案理由の説明中ですね、5ページで報告第12号平成18年度志賀町介護保険特別補正予算(第4号)の専決処分の日を3月30日と説明申し上げましたが、3月31日でありますので、訂正方お詫びを申し上げて、お願いをしたいと思います。以上であります。



---

( 休 会 )

林 一夫議長 続いて、休会の件について、お諮りをいたします。

議案調査等のため、明2日から10日までの9日間は、休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし )

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明2日から10日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、3月11日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午後 5時 1分 散会)

---

## 議 長 報 告

### 1．議長報告第10号

例月出納検査結果報告について

（平成19年 4月25日実施分）

（平成19年 5月24日実施分）

### 2．議長報告第11号

要望書について

町水道事業参加加入に関する要望書（笹波区「大笹波」）

### 3．議長報告第12号

入札結果報告について

（平成19年 4月23日 14件）

（平成19年 5月10日 7件）

（平成19年 5月23日 1件）